

## ぎふ食育キャラクター使用取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、ぎふ食育キャラクター（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において「キャラクター」とは、食育活動を広く普及することを目的に、岐阜県（以下「県」という。）が公募し、決定した13種類の画像及び愛称、またその派生物全ての画像及び愛称とする。

### (キャラクターに関する権利)

第3条 キャラクターに関する一切の権利は、県に属する。

### (使用申請)

第4条 何人も営利を目的とせず、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において、自由にキャラクターを使用することができる。

2 前項に定める場合を除き、キャラクターを使用するときは、「ぎふ食育キャラクター使用申請書（様式1号）」に必要書類を添付し、事前に知事に提出して承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつデザインを変更することなく平面で使用するときは、この限りではない。

- (1) 県の機関が使用するとき
- (2) 県内の保育所、幼稚園、学校が教育目的で使用するとき
- (3) 関係行政機関が食育の推進または広報の目的で使用するとき
- (4) 報道機関が、報道及び広報の目的で使用するとき
- (5) その他、県が使用を適正と認めたとき

### (使用の承認)

第5条 県は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認する。

- (1) 法令または公序良俗に反し、またはその恐れがあると認められるとき
- (2) 特定の個人、政治、思想もしくは宗教の活動に利用し、またはその恐れがあると認められるとき
- (3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき
- (4) 自己の商標、意匠として独占的に使用し、またはその恐れがあると認められるとき
- (5) その他、県が使用について不適當であると認めたとき

2 前項の規定による承認は、「ぎふ食育キャラクター使用承認通知書(様式2号)」により行うものとし、知事は、使用承認に際し、必要な条件を付すことができる。

3 前項の承認を受けた者は、キャラクターを使用した翌月末までに、「ぎふ食育キャラクター使用報告書(様式第3号)」にキャラクターを使用したことを証する資料を添付し、知事に報告しなければならない。

4 知事は、キャラクターを使用する者に対し、使用状況についての現地調査を行い、又は使用状況について報告を求めることができる。

### (使用料)

第6条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 キャラクターの使用にあたっては、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた内容にのみ使用し、県が提示する使用条件に従うこと
- (2) 使用承認を受けた権利を第三者に譲渡し、または転貸しないこと
- (3) キャラクター一部分のみの使用、またはデザインや色の変更をしないこと（モノクロでの使用は可）
- (4) 原則として、キャラクターを使用する場合は、「ぎふ食育キャラクター 名前」の表記を付すること
- (5) 商標登録出願を行わないこと

(承認内容の変更)

第8条 キャラクターの使用の承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ「ぎふ食育キャラクター使用承認変更申請書（様式4号）」により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 第5条第1項から第4項の規定は、前項の規定による申請があった場合について準用する。

(承認の取消)

第9条 知事は、キャラクターの使用が、本要綱に違反していると認められるときは、「ぎふ食育キャラクター使用承認取消通知(様式5号)」により当該キャラクターの使用承認を取り消し、当該承認に係る物件の回収を命ずることができる。

- 2 前項の規定により承認を取り消された者は、当該承認に係る物件の使用を中止し、速やかに物件を回収しなければならない。
- 3 前項の場合において、承認を取り消された者にいかなる損害が生じても、県はその責めを負わない。

(利用の非独占性等)

第10条 この要綱による使用承認は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴ等を利用する権利を付し、かつ、商品、利用者等について県の推奨を行うものではない。

(情報の公開)

第11条 知事は、キャラクターの使用承認の状況等について、広く利用促進を図る観点から、キャラクターの使用承認の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第12条 この要綱に関する事務は、岐阜県健康福祉部保健医療課が行う。

(その他)

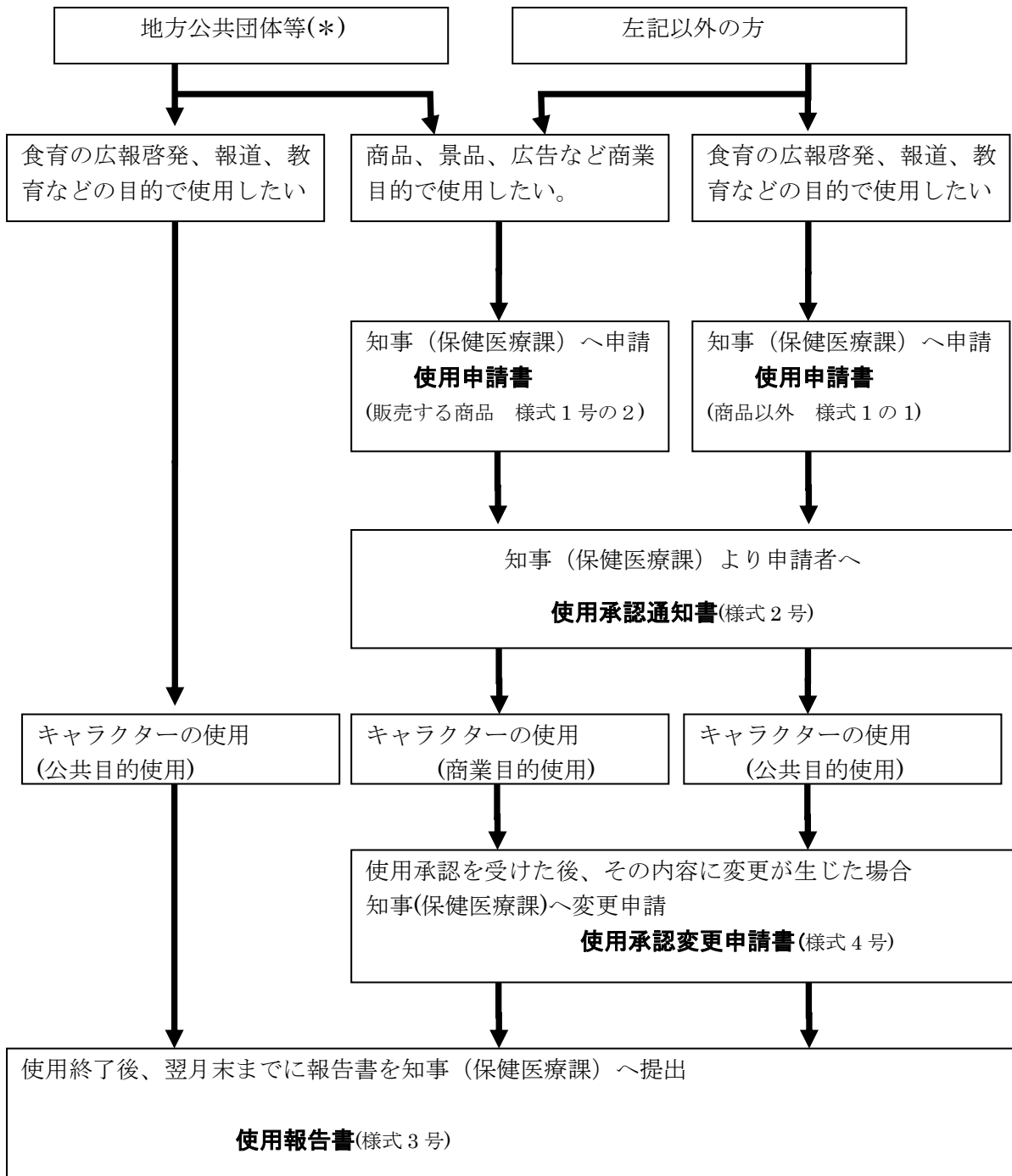
第13条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの取り扱いに関して必要な事項は県が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年3月29日から実施する。

## 使用・報告等フロー



※地方公共団体等

- ・ 県内市町村
- ・ 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校
- ・ 食育推進会議構成団体
- ・ 報道関係者